

香芝市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月27日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

健康部（介護福祉課）

第4 監査の実施期間

令和4年12月28日から令和5年1月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 香芝市敬老会事業及び香芝市高齢者支援事業の業務について、両業務ともに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により香芝市社会福祉協議

会に随意契約されていたが、仕様書に業務内容が具体的に記載されていなかったため、委託業務内容が不明瞭になっていた。

また、敬老会事業については、実施時期に新型コロナウイルス蔓延が懸念されていたため、中止されたが、その場合の費用負担等についても契約書に具体的に規定されていなかった。

委託業者との契約においては、市と受託業者との間で委託業務に係る認識の齟齬が生じないように、業務内容を具体的に仕様書に記載するとともに、事業の中止が想定される場合には、中止された場合の費用負担等についても契約書に予め明記されたい。

- (2) 香芝市老人クラブ活動補助金について、香芝市ふたかみクラブ連合会に対し補助金が支出されていたが、そのうちの1つに、単位老人クラブのクラブ数や会員数に単価を掛けることにより算出され、その算出された金額に対し、補助決定がなされていたものがあった。このことに関して、香芝市老人クラブ活動補助金交付要綱第2条の規定により、補助対象経費は地域活動に要する経費又は香芝市老人クラブ連合会が行う事業に要する経費とされていることから、計画されている地域活動や事業にかかる予定経費に対して補助決定すべきであると考える。

については、補助金の申請時に、地域活動や事業の計画及びその経費の内容が具体的に明記された資料の提出を求め、その資料を審査することにより、補助金交付の可否を判断されたい。

なお、当補助金は前金払されていたが、補助対象経費が事業等終了後に確定するものについては、事業等終了後の支払い又は概算払による支払いが妥当である。また、事業が中止されていることなどが判明し、不用額が生じている場合は、精算する必要があることにも留意されたい。